

次期リサイクル施設整備に係る
生活環境影響調査書

【概要版】

令和6年2月

佐賀県東部環境施設組合

目 次

はじめに.....	1
生活環境影響調査とは.....	1
生活環境影響調査の流れ.....	1
1.施設の設置に関する計画等.....	2
1.1.事業概要.....	2
1.2.施設の概要.....	2
1.3.施設の設置者.....	2
1.4.施設の設置場所.....	3
1.5.廃棄物の処理対象区域.....	4
1.6.施設において処理する廃棄物の種類（主な処理対象物）.....	5
1.7.施設の処理方式.....	6
1.8.施設の主要設備.....	8
1.9.施設の排水処理計画.....	10
1.10.搬出入経路.....	10
1.11.搬出入車両の車種.....	11
1.12.施設配置計画（例）.....	11
1.13.環境保全計画.....	12
1.14.環境保全のための配慮事項.....	14
2.生活環境影響調査項目の選定.....	16
3.生活環境影響調査の結果.....	18
3.1.現地調査の概要.....	18
3.2.生活環境影響調査の結果概要.....	19
大気質（施設の稼働）.....	19
大気質（廃棄物運搬車両の走行）.....	21
騒音（施設の稼働）.....	25
騒音（廃棄物運搬車両の走行）.....	27
振動（施設の稼働）.....	29
振動（廃棄物運搬車両の走行）.....	31
悪臭（施設の稼働）.....	33
水質（施設排水の排出）.....	35

はじめに

生活環境影響調査とは

生活環境影響調査は、廃棄物処理施設を設置することによる周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査するものである。

調査項目は、処理施設を設置することに伴い生ずる大気汚染、騒音、振動、悪臭及び水質汚濁に係る5項目のうち、処理する廃棄物の種類などの事業計画や地域特性を勘案し生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして選定する。

その調査結果や予測は、生活環境影響調査書として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3」に基づき一般廃棄物処理施設の設置届出書に添付することが義務付けられている。

生活環境影響調査の流れ

一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査の流れを下図に示す。

地域の自然条件等の現況及び選定した生活環境影響調査項目の現況を把握し、調査項目の変化の程度や生活環境に影響を及ぼす影響の程度を分析し、環境基準等と比較して評価する。また、調査項目に含めない場合は、この項目について調査を行う必要がないと判断した理由を記載する。

生活環境影響調査項目に係る調査結果や予測結果は、生活環境影響調査書として一般廃棄物処理施設の設置届出書に添付する。

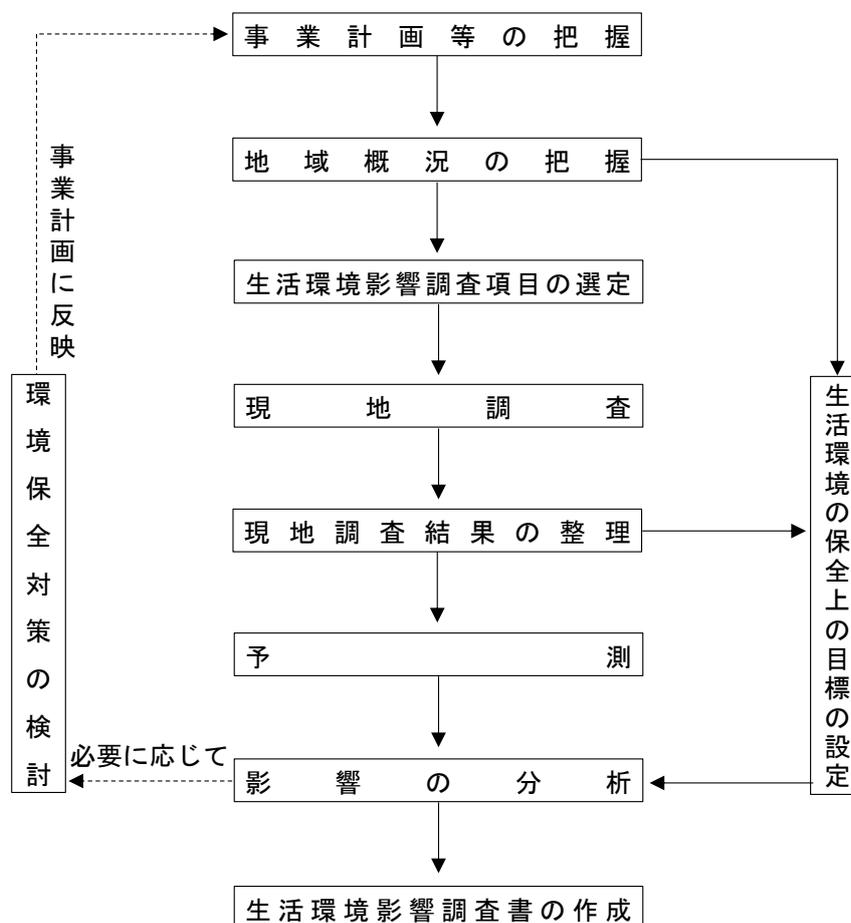


図 一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査の流れ

1.施設の設置に関する計画等

1.1.事業概要

佐賀県東部環境施設組合を構成する鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町の2市3町においては、現在、鳥栖・三養基西部環境施設組合及び脊振共同塵芥処理組合の各施設で可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの処理を行っているが、地元協定に基づき、ほぼ同時期に設置期限を迎えることとなっている。

平成30年1月に2市3町で構成する佐賀県東部環境施設組合（以下、「本組合」とする。）を設立し、鳥栖市真木町で次期ごみ処理施設の整備を進めていたが、建設予定地の一部から埋設物及び環境基準値を超える物質が確認された。そのため、マテリアルリサイクル推進施設については改めて候補地の選定を行い、令和11年4月稼働に向けて整備することとし、令和3年12月に鳥栖市立石町を建設地と決定した。

1.2.施設の概要

施設の種類	マテリアルリサイクル推進施設
処理する廃棄物の種類	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ
処理能力	約34.2 t/日
処理方式	破碎、選別、圧縮等
搬入日及び搬入時間帯	月曜から金曜（祝日を含む）8:30～16:30 土曜日（祝日を含む）8:30～12:00 ※年末年始（12月30日～1月3日）は搬入を行わない

1.3.施設の設置者

施設の設置者の名称	佐賀県東部環境施設組合
施設の管理者の氏名	向門 慶人
施設の設置者の住所	佐賀県三養基郡みやき町大字箕原

1.4.施設の設置場所

建設地の位置は、鳥栖市立石町で図 1-1 に示すとおりである。

本施設は、脊振山地南麓の末端部に位置し、南側は佐賀平野が広がっている。脊振山地と佐賀平野との境界は北東-南西方向に延び明瞭で、境界部に沿うように長崎自動車道が走っている。



図 1-1 施設の設置場所

1.5.廃棄物の処理対象区域

本施設の処理対象区域を図 1-2 に示す。

処理対象区域は、佐賀県東部環境施設組合を構成する鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町の 2 市 3 町を対象とする。

現在、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの処理は、鳥栖・三養基西部環境施設組合（鳥栖市、みやき町、上峰町）の鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ（以下、「既存施設」とする。）と脊振共同塵芥処理組合（神崎市、吉野ヶ里町）の脊振広域クリーンセンターの 2 施設で処理を行っている。



図 1-2 処理対象区域

1.6.施設において処理する廃棄物の種類（主な処理対象物）

本施設では、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみを処理する。処理対象物と内容を表 1-1 に示す。

表 1-1 処理対象物と内容

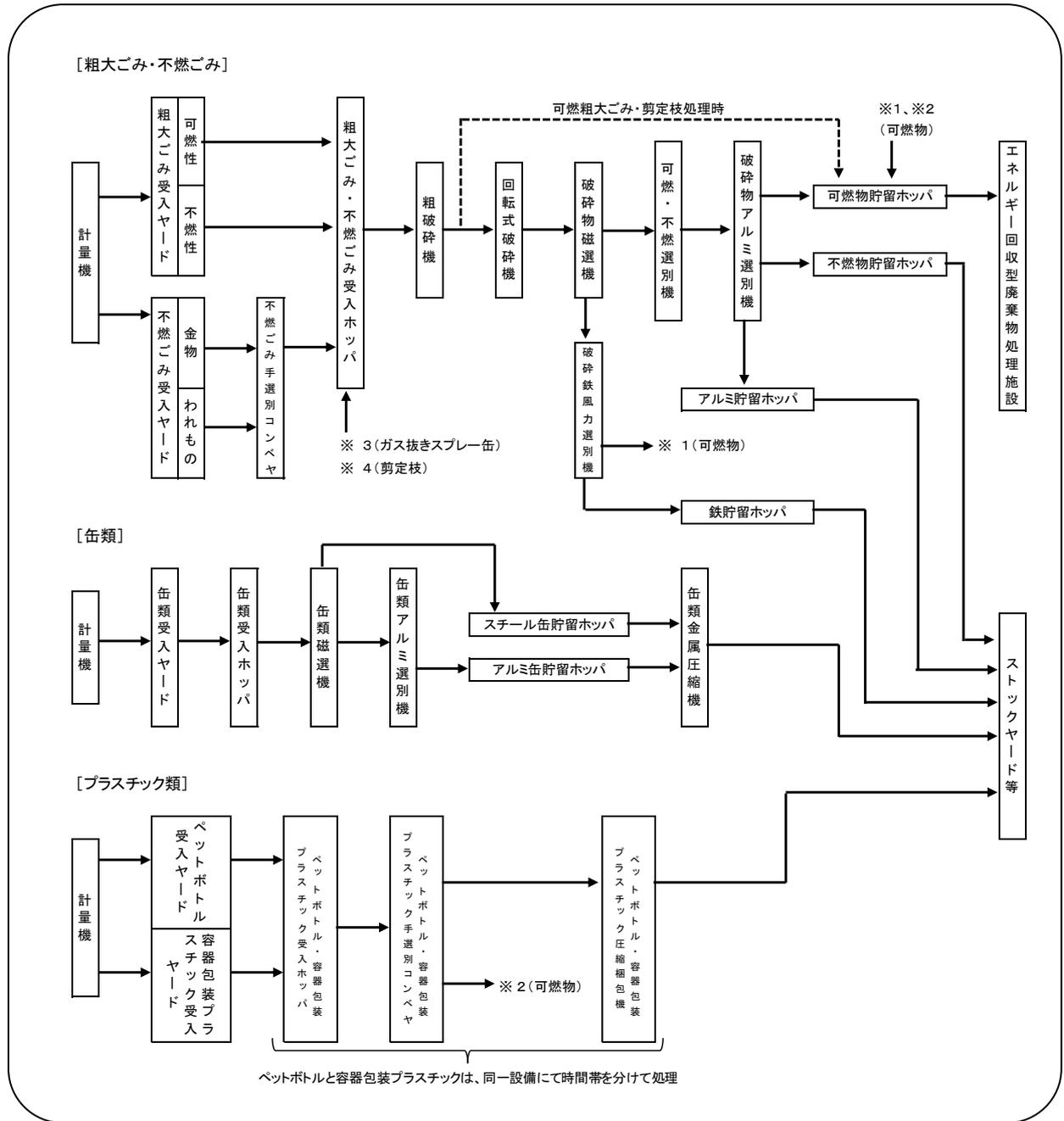
処理対象物（搬入時の分別区分）		内 容	
不燃ごみ		金属製品（鍋、包丁、傘 等）、ガラス・陶磁器類（陶器、コップ、割れたビン 等）、家電類※ 等	
粗大ごみ		家具・寝具類、家電類（指定袋に入らない物）※、自転車 等	
資 源 ご み	紙類	新聞、チラシ	新聞、チラシ
		紙パック	牛乳パック、ジュースパック
		段ボール	段ボール
		雑誌	雑誌、カタログ、紙製容器
	ビン類	生きビン	一升ビン、ビールビン
		茶色ビン	茶色のビン
		無色ビン	無色透明のビン、無色すりガラスビン等
		その他ビン	上記以外のビン
	缶類（スチール缶、アルミ缶）	ジュース缶、ビール缶、食料品の缶、缶詰等	
	スプレー缶	整髪料、カセットボンベ等	
	ペットボトル	ジュース、焼酎、調味料等のペットボトル	
	白色トレイ	白色トレイ	
	プラスチック製容器包装	お菓子の袋、卵パック、色付きトレイ、レジ袋、カップラーメン等の容器、ペットボトルのフタ・ラベル等	
	発泡スチロール	発泡スチロール	
	布類	衣類、シーツ、タオルケット等	
廃食用油	使用済み天ぷら油等		
有害ごみ	蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計、使い捨てライター、加熱式たばこ、電子たばこ、モバイルバッテリー等		
木くず、剪定枝	剪定枝等		

※特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に該当する家電を除く

出典：「次期リサイクル施設整備基本計画」（令和 6 年 2 月、佐賀県東部環境施設組合）

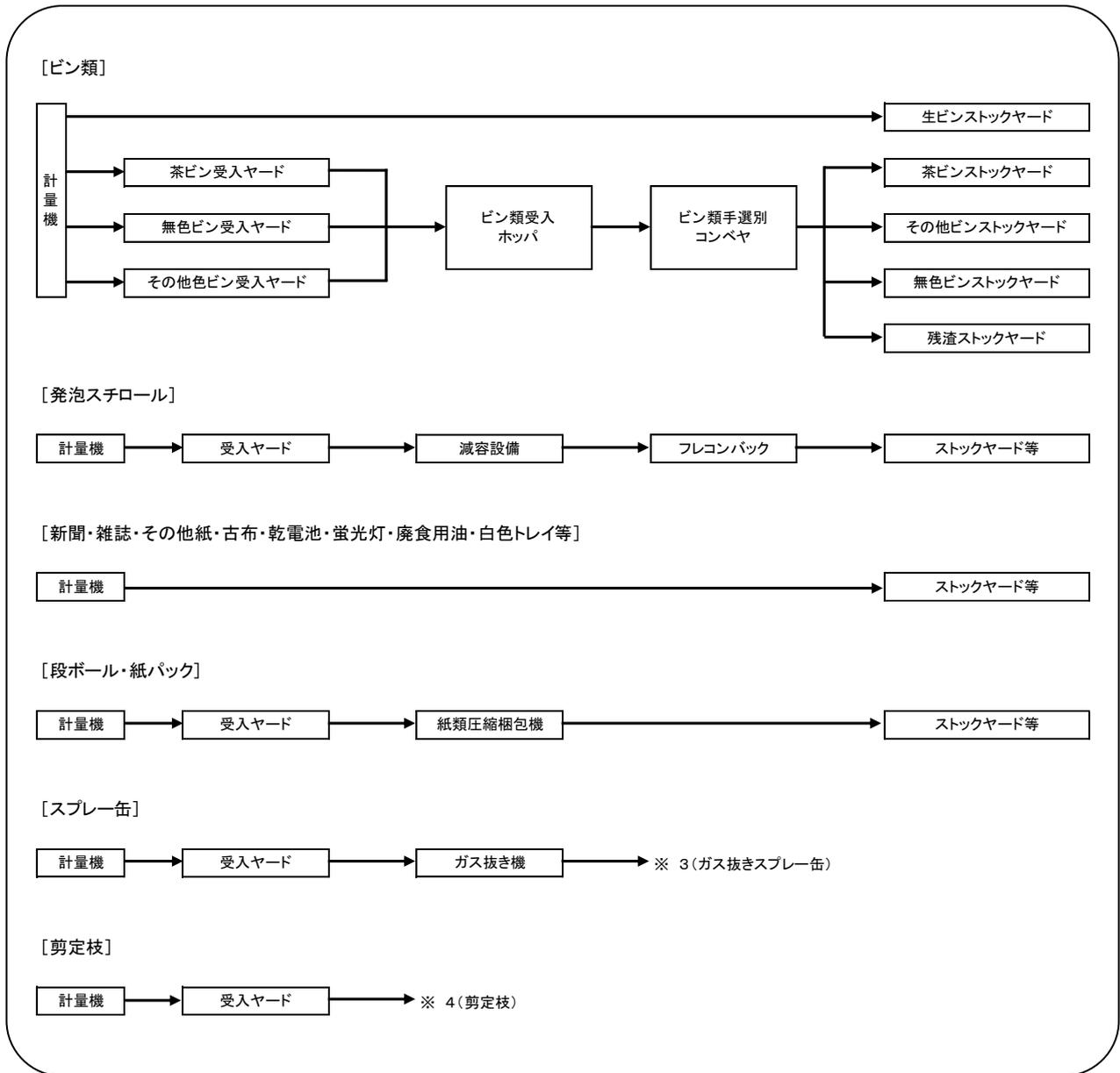
1.7.施設の処理方式

本施設における処理対象ごみの処理フローを図 1-3 に示す。



出典：「次期リサイクル施設整備基本計画」（令和6年2月、佐賀県東部環境施設組合）

図 1-3 (1) ごみ種類別処理フロー



出典：「次期リサイクル施設整備基本計画」（令和6年2月、佐賀県東部環境施設組合）

図 1-3 (2) ごみ種類別処理フロー

1.8.施設の主要設備

本施設で計画している主要設備概要を表 1-2 に示す。

表 1-2 (1) 主要設備概要

設備名	設備概要
【粗大ごみ・不燃ごみ】	
受入供給設備	不燃ごみ受入ヤード、手選別ヤード（コンベヤ）、受入ホッパ 粗大ごみ受入ヤード（可燃性、不燃性）、受入ホッパ
破碎設備	粗破碎機、回転式破碎機
搬送設備	各種搬送コンベヤ
選別設備	破碎物磁選機、破碎鉄用風力選別機、破碎物アルミ選別機、可燃・不燃選別機
貯留設備	鉄貯留ホッパ、アルミ貯留ホッパ、可燃物貯留ホッパ、不燃物貯留ホッパ
【缶類】	
受入供給設備	缶類受入ヤード及び受入ホッパ
搬送装置	各種搬送コンベヤ
選別設備	缶類磁選機、缶類アルミ選別機
再生設備	缶類金属圧縮機
貯留設備	スチール缶貯留ホッパ、アルミ缶貯留ホッパ
【プラスチック類】	
受入供給設備	ペットボトル・プラスチック製容器包装受入ヤード及び受入ホッパ
搬送設備	各種搬送コンベヤ
選別設備	手選別コンベヤ、各種搬送コンベヤ
再生設備	ペットボトル・プラスチック製容器包装圧縮梱包機
【ビン類】	
受入供給設備	ビン類受入ヤード及び受入ホッパ
搬送設備	ビン類手選別コンベヤ（異物除去）、各種搬送コンベヤ
【発泡スチロール】	
受入供給設備	発泡スチロール受入ヤード及び受入ホッパ
再生設備	発泡スチロール減容設備
【新聞・雑誌・その他紙・古布・乾電池・蛍光灯・廃食用油、木くず】	
受入供給設備	保管ヤード又は保管庫
【段ボール・紙パック】	
受入供給設備	受入ヤード
再生設備	圧縮梱包機
【スプレー缶】	
受入供給設備	受入ヤード、ガス抜き機
【剪定枝】	
受入設備	受入ヤード

出典：「次期リサイクル施設整備基本計画」（令和 6 年 2 月、佐賀県東部環境施設組合）

表 1-2 (2) 主要設備概要

設備名	設備概要
【共通】	
受入供給設備	計量機（搬入2基、搬出1基の計3基）
集じん設備	バグフィルタ、脱臭装置
給水設備	生活用水：井水 プラント用水：再利用水、井水
排水処理設備	生活系排水：浄化槽処理後、公共水域へ排水 プラント系排水：処理後、再利用（原則、無放流）
電気設備	高圧1回線受電
計装設備	中央集中監視制御による集中監視・操作

出典：「次期リサイクル施設整備基本計画」（令和6年2月、佐賀県東部環境施設組合）

1.9.施設の排水処理計画

本事業で計画している排水処理計画を図 1-4 に示す。

施設排水のうち、プラント排水は排水処理施設で処理したのち循環利用する計画である。また、生活排水は浄化槽で水処理を行った後、公共水域に排水する計画である。

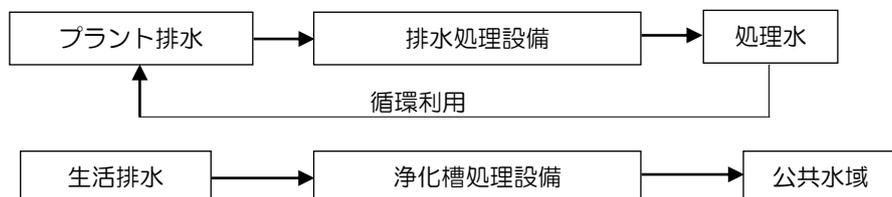


図 1-4 排水処理計画

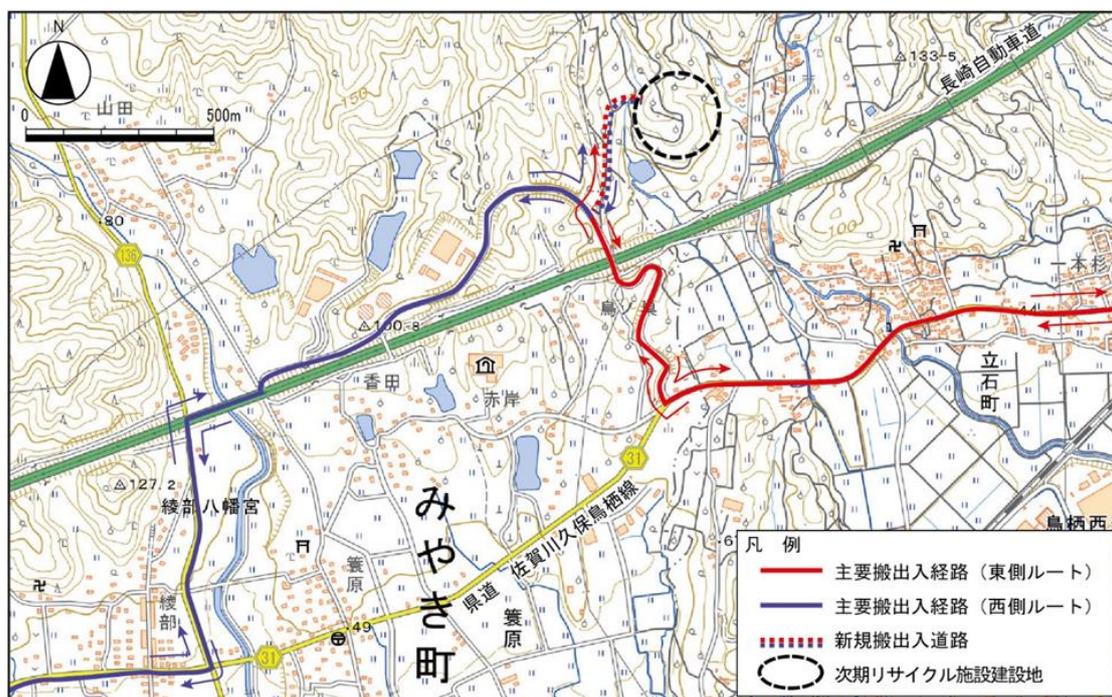
1.10.搬出入経路

本施設への主要搬出入経路を表 1-3 及び図 1-5 に示す。

鳥栖市は東側ルート、その他の 1 市 3 町は西側ルートを通る計画である。

表 1-3 廃棄物運搬車両の主要搬出入経路

廃棄物搬入対象自治体	主要搬出入経路
鳥栖市	東側ルート
みやき町	西側ルート
上峰町	
神埼市	
吉野ヶ里町	



出典：「次期リサイクル施設整備基本計画」（令和 6 年 2 月、佐賀県東部環境施設組合）

図 1-5 主要搬出入経路

1.11.搬出入車両の車種

本施設において想定される搬出入車両の車種を表 1-4 に示す。

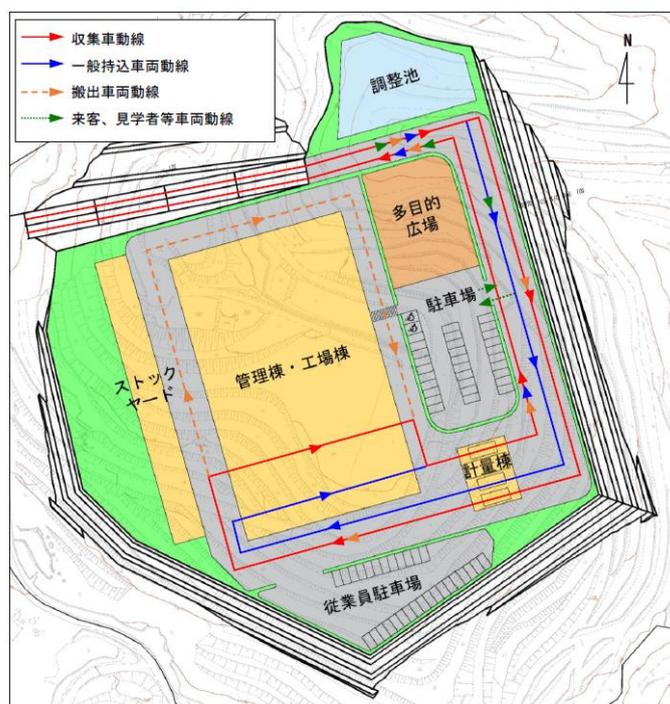
表 1-4 搬出入車両の車種

区分	車種
搬入車両	パッカー車
	アームロール車、フックロール車
	トラック
	軽トラック
	乗用車
搬出車両	パッカー車
	ウィング車
	クラム車
	ダンプ車
	アームロール車、フックロール車
	トラック

出典：「次期リサイクル施設整備基本計画」（令和 6 年 2 月、佐賀県東部環境施設組合）

1.12.施設配置計画（例）

本施設の施設配置計画（例）を図 1-6 に示す。



出典：「次期リサイクル施設整備基本計画」（令和 6 年 2 月、佐賀県東部環境施設組合）

図 1-6 施設配置計画（例）

1.13.環境保全計画

本施設は公害防止関係法令及びその他の法令に適合し、これらを遵守し得る構造・設備とする。
「次期リサイクル施設整備基本計画」に示される公害防止条件の計画値は以下のとおりである。

【大気質】

粉じんは、「大気汚染防止法」等で規制されることになる。本施設は大気汚染防止法上の粉じん発生施設ではないが、粉じん濃度の基準値は表 1-5 に示すとおりとする。

表 1-5 粉じんの濃度基準

エリア	基準値
集じん機及び脱臭装置排気口出口	0.1 g/Nm ³ 以下
作業環境	2 mg/Nm ³ 以下

出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（平成 29 年 5 月、全国都市清掃会議）

【騒音】

「騒音規制法」に基づく騒音に係る規制基準のうち、施設から発生する騒音は「特定工場等において発生する騒音の規制基準」が適用される。対象事業実施区域は鳥栖市規制区域のうち第 2 種区域の基準が適用されることから、敷地境界線における騒音の基準値は、表 1-6 に示すとおりとする。

表 1-6 騒音基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	8時から19時まで	6時から8時まで 19時から23時まで	23時から6時まで
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第2種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

出典：「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）、平成 30 年 7 月鳥栖市告示第 37 号

【振動】

「振動規制法」に基づく振動に係る規制基準のうち、施設から発生する振動は「特定工場等において発生する振動の規制基準」が適用される。対象事業実施区域は鳥栖市規制区域のうち第 1 種区域の基準が適用されることから、敷地境界線における振動の基準値は、表 1-7 に示すとおりとする。

表 1-7 振動基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	8時から19時まで	19時から8時まで
第1種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

出典：「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）、平成 30 年 7 月鳥栖市告示第 39 号

【悪臭】

悪臭は「悪臭防止法」で特定悪臭物質または臭気指数で規制されており、鳥栖市では特定悪臭物質による規制が行われている。対象事業実施区域は規制区域に指定されていないが、敷地境界線における規制基準を表 1-8 及び表 1-9 に示すとおりとする。

表 1-8 悪臭基準

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下
硫化水素	0.02 以下
硫化メチル	0.01 以下
二硫化メチル	0.009 以下
トリメチルアミン	0.005 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下
イソバレルアルデヒド	0.003 以下
イソブタノール	0.9 以下
酢酸エチル	3 以下
メチルイソブチルケトン	1 以下
トルエン	10 以下
スチレン	0.4 以下
キシレン	1 以下
プロピオン酸	0.03 以下
ノルマル酪酸	0.001 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 以下
イソ吉草酸	0.001 以下

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月総理府令第 39 号）

「事業場の敷地の境界線の地表における規制基準」（平成 24 年 3 月鳥栖市告示第 21 号）

表 1-9 悪臭基準

項目	規制基準
臭気指数	10 以下

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月総理府令第 39 号）

「次期リサイクル施設整備基本計画」（令和 6 年 2 月、佐賀県東部環境施設組合）

【水質】

プラント排水は、処理後再利用し、原則、無放流とする計画であることから排水はない。

生活排水は、浄化槽処理後、公共水域へ排水する。そのため、基準値を表 1-10 に示すとおりとする。

なお、施設からの排水を下水接続とした場合は、生活排水、プラント排水はともに下水道排除基準を満たしたのちに放流とする。

表 1-10 生活排水の排水基準

項目	基準値
水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	20mg/L 以下

出典：「浄化槽法」(昭和 58 年 5 月法律第 43 号)

「環境省関係浄化槽法施行規則」(昭和 59 年 3 月厚生省令第 17 号)

「次期リサイクル施設整備基本計画」(令和 6 年 2 月、佐賀県東部環境施設組合)

1.14.環境保全のための配慮事項

施設の設置にあたり、周辺地域の生活環境影響防止のために、以下に示す環境保全のための配慮を講じる。

【大気質】

- ・ 設備機器は屋内に設置し、粉じんの拡散を防止する。
- ・ 粉じんが発生する箇所には十分な能力を有する集じん器を設置する。
- ・ 散水等により粉じんの飛散を防ぐ。
- ・ 各設備における定期点検を実施し、正常運転、適正な維持管理を行うことで粉じんの発生を防ぐ。
- ・ 廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、空ふかしや無駄なアイドリングを行わないように指導を徹底する。
- ・ 廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。
- ・ 搬入車両の集中を回避するため、車両の分散化を図る。

【騒音】

- 騒音が発生する設備機器は、騒音の少ない機種を選定する。
- 設備機器は基本的に屋内に設置し、外部に騒音が伝播しないように配置する。
- 防音カバーの取付けや吸音材の設置等により騒音を低減する。
- 各種作業は極力屋内で行うこととし、周囲への騒音の伝播を防止する。
- 各設備の定期点検を実施し、性能の維持に努め、異常な騒音が発生することがないように適切に維持管理を行う。
- 廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、空ふかしや無駄なアイドリングを行わないように指導を徹底する。
- 廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。
- 搬入車両の集中を回避するため、車両の分散化を図る。

【振動】

- 振動が発生する設備機器は、振動の少ない機種を選定する。
- 設備機器は基本的に屋内設置とし、振動発生の大い機器類は独立基礎、防振基礎及び防振ゴム等を用いた構造とし、外部への振動の伝播を防止する。
- 振動が大い回転破砕機等の設備機器は、堅固な独立基礎に固定することを基本とし、振動の発生を抑制するとともに周辺への伝播を防止する。
- 各設備の定期点検を実施し、性能の維持に努め、異常な振動が発生することがないように適切に維持管理を行う。
- 廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、空ふかしや無駄なアイドリングを行わないように指導を徹底する。
- 廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。
- 搬入車両の集中を回避するため、車両の分散化を図る。

【悪臭】

- 外部に拡散しにくい構造とし、臭気の漏洩を防ぐ。
- 搬入車両出入口扉を設け、臭気の漏洩を防ぐ。
- 活性炭吸着等の脱臭装置を設置し、臭気の除去を行う。

【水質】

- プラント排水は、排水処理設備で処理後再利用し、公共水域への放流はしない。
- 生活排水は、浄化槽で処理後、公共水域に排水する。
- 設置する浄化槽は、浄化槽法に基づき保守点検を行い、適切に維持管理する。

2.生活環境影響調査項目の選定

事業特性、地域の特性の内容をもとに抽出した生活環境影響要因に対する生活環境影響調査項目は、表 2-1 に示すとおりである。

また、選定した項目とその理由は、表 2-2 に示すとおりである。

表 2-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

生活環境影響調査項目		生活環境影響要因	施設排水の 排出	施設の稼働	施設からの 悪臭の漏洩	廃棄物運搬 車両の走行
大 気 環 境	大 気 質	粉じん		○		
		二酸化窒素 (NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒 音	騒音レベル		○		○
	振 動	振動レベル		○		○
	悪 臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)			○	
水 環 境	水 質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)	○			
		浮遊物質 (SS)	△			
		その他必要な項目 (生活環境項目、健康項目)	△			

○：生活環境影響調査指針で選定されている破碎・選別施設の標準的な項目のうち、選定した項目を示す。

△：生活環境影響調査指針で選定されている破碎・選別施設の標準的な項目のうち、事業の特性から「影響がない」または、「極めて小さい」ことが明らかであるため、現況把握のみ行った項目を示す。

空欄：生活環境影響調査指針において標準的な項目として選択されないもの。

表 2-2 選定した項目及びその理由

調査事項		生活環境影響要因	調査項目	選定した理由
大 気 環 境	大気質	粉じんの発生	粉じん	破碎処理により発生する粉じんの影響が想定されるため、調査項目として選定する。
		廃棄物運搬車両の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	廃棄物運搬車両の走行により発生する大気汚染物質の影響が想定されるため、調査項目として選定する。
	騒音	施設の稼働 廃棄物運搬車両の走行	騒音レベル	施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行により発生する騒音の影響が想定されるため、調査項目として選定する。
	振動	施設の稼働 廃棄物運搬車両の走行	振動レベル	施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行により発生する振動の影響が想定されるため、調査項目として選定する。
	悪臭	施設からの悪臭の漏洩	特定悪臭 22 物質濃度 臭気指数（臭気濃度）	施設からの漏洩による影響が想定されるため、調査項目として選定する。
水 環 境	水質	施設排水の排出	生物化学的酸素要求量 （BOD）	生活排水は浄化槽で処理後、河川に放流することから、調査項目として選定する。
			浮遊物質（SS） その他の項目 （生活環境項目、健康項目）	周辺地域の現況把握を目的として調査を実施する。

3.生活環境影響調査の結果

3.1.現地調査の概要

調査を実施した各項目の調査地点及び調査時期は図 3-1 及び表 3-1 のとおりである。

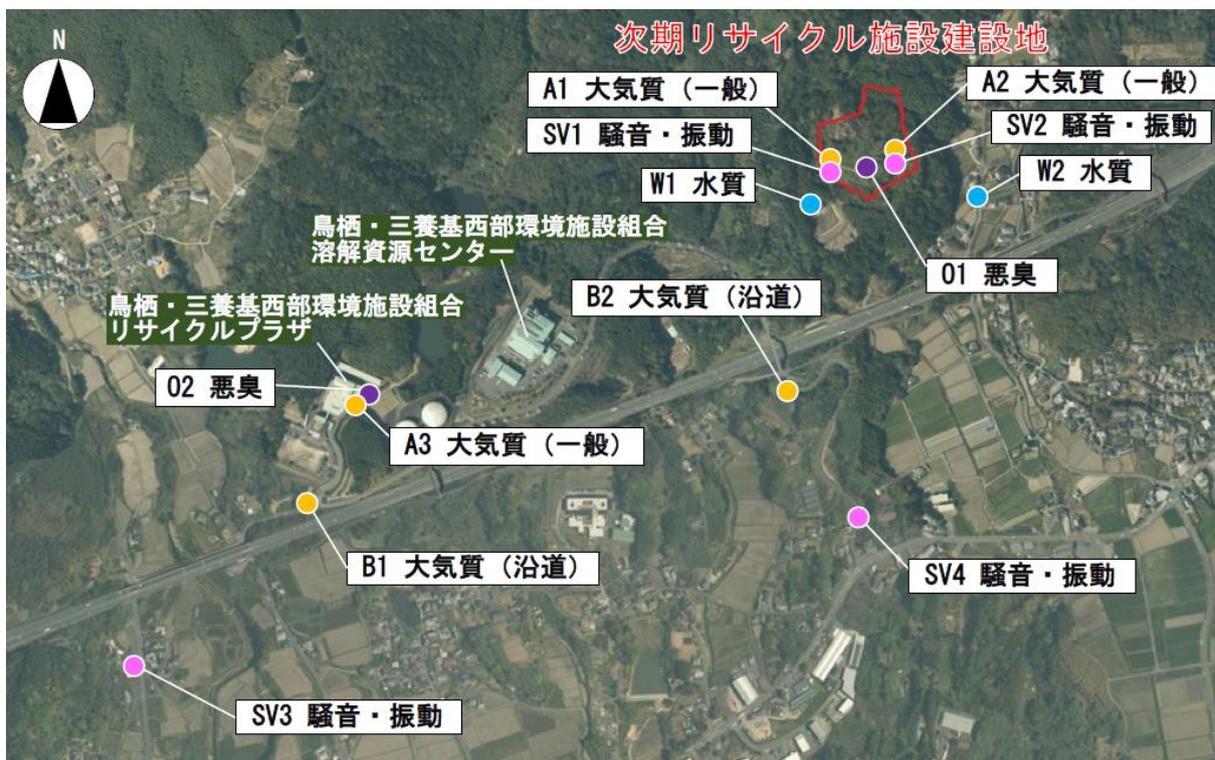


図 3-1 調査地点

表 3-1 調査時期

調査項目	調査地点	季節	調査時期
大気質	A1、A2	冬季	令和5年1月27日(金)～2月27日(月)
		夏季	令和5年6月30日(金)～7月31日(月)
	B1、B2	冬季	令和5年2月17日(金)～2月23日(木)
		夏季	B1:令和5年8月22日(火)～8月28日(月) B2:令和5年8月2日(水)～8月8日(火)
A3	秋季	令和5年11月13日(月)	
騒音・振動	SV1～SV4	秋季	令和5年11月7日(火)～11月8日(水)
悪臭	O1、O2	夏季	令和5年7月20日(木)
水質	W1、W2	渇水期	令和5年2月16日(木)
		平水期	令和5年5月17日(水)
		豊水期	令和5年7月26日(水)

3.2.生活環境影響調査の結果概要

項目	大気質（施設の稼働）															
現況調査	■調査項目															
	対象	区分	調査項目													
	大気質の状況	一般環境大気	粉じん（降下ばいじん、総粉じん）													
	■調査地点															
	<table border="1" data-bbox="715 1137 1342 1272"> <thead> <tr> <th>対象（区分）</th> <th>No.</th> <th>調査項目</th> <th>調査地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大気質の状況 （一般環境大気）</td> <td>A1</td> <td>粉じん（降下ばいじん）</td> <td>対象事業実施区域（西側）</td> </tr> <tr> <td>A2</td> <td>粉じん（降下ばいじん）</td> <td>対象事業実施区域（東側）</td> </tr> <tr> <td>A3</td> <td>粉じん（総粉じん）</td> <td>既存施設敷地境界</td> </tr> </tbody> </table>			対象（区分）	No.	調査項目	調査地点	大気質の状況 （一般環境大気）	A1	粉じん（降下ばいじん）	対象事業実施区域（西側）	A2	粉じん（降下ばいじん）	対象事業実施区域（東側）	A3	粉じん（総粉じん）
対象（区分）	No.	調査項目	調査地点													
大気質の状況 （一般環境大気）	A1	粉じん（降下ばいじん）	対象事業実施区域（西側）													
	A2	粉じん（降下ばいじん）	対象事業実施区域（東側）													
	A3	粉じん（総粉じん）	既存施設敷地境界													
■調査方法																
調査項目	調査方法															
降下ばいじん	ダストジャーを用いて捕集する方法															
総粉じん	「JIS Z 8813：ロウボリュームエアサンプラ」による方法															
降下ばいじん（調査地点：A1）		総粉じん（調査地点：A3）														

項目	大気質（施設の稼働）																							
現況調査	<p>■調査結果</p> <p>粉じん（降下ばいじん）の調査結果は、対象事業実施区域の両地点で保全目標値（「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」に示される生活環境を保全するうえでの目安）を満足していた。</p> <table border="1" data-bbox="344 367 1425 613"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>季節</th> <th>全量 (t/km²/月)</th> <th>保全目標値 (t/km²/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A1 (建設地 西側)</td> <td>冬季</td> <td>5.23</td> <td rowspan="4">20 以下</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A2 (建設地 東側)</td> <td>冬季</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>4.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>粉じん（総粉じん）の調査結果は、既存施設敷地境界で建築物環境衛生管理基準の浮遊粉じんの量に関する基準を満足していた。</p> <table border="1" data-bbox="344 701 1425 822"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>測定時間</th> <th>総粉じん量</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A3 (既存施設)</td> <td>8 時間</td> <td>0.1 未満 mg/m³</td> <td>0.15 mg/m³ 以下</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	季節	全量 (t/km ² /月)	保全目標値 (t/km ² /月)	A1 (建設地 西側)	冬季	5.23	20 以下	夏季	4.3	A2 (建設地 東側)	冬季	5.59	夏季	4.9	調査地点	測定時間	総粉じん量	基準	A3 (既存施設)	8 時間	0.1 未満 mg/m ³	0.15 mg/m ³ 以下
調査地点	季節	全量 (t/km ² /月)	保全目標値 (t/km ² /月)																					
A1 (建設地 西側)	冬季	5.23	20 以下																					
	夏季	4.3																						
A2 (建設地 東側)	冬季	5.59																						
	夏季	4.9																						
調査地点	測定時間	総粉じん量	基準																					
A3 (既存施設)	8 時間	0.1 未満 mg/m ³	0.15 mg/m ³ 以下																					
施設稼働に伴う 予測結果	<p>調査の結果、既存施設の敷地境界における粉じんは、建築物環境衛生管理基準を満足している。</p> <p>また、本施設は既存施設と同等以上の性能を有し、粉じん濃度の排出基準を遵守することから、本施設においても同様に施設の稼働に伴う粉じんは対象事業実施区域の敷地境界において建築物環境衛生管理基準の浮遊粉じんの量に関する基準を満足するものと予測される。</p> <table border="1" data-bbox="336 1079 1420 1182"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>項目</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界</td> <td>粉じん（総粉じん）</td> <td>現況と同等以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	項目	予測結果	敷地境界	粉じん（総粉じん）	現況と同等以下																	
予測地点	項目	予測結果																						
敷地境界	粉じん（総粉じん）	現況と同等以下																						
保全上の目標 生活環境の	<p>粉じん（総粉じん）の生活環境の保全上の目標は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="341 1238 1426 1332"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>生活環境の保全上の目標*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粉じん（総粉じん）</td> <td>0.15mg/m³以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号）における建築物環境衛生管理基準の浮遊粉じんの量に関する基準</p>	項目	生活環境の保全上の目標*	粉じん（総粉じん）	0.15mg/m ³ 以下																			
項目	生活環境の保全上の目標*																							
粉じん（総粉じん）	0.15mg/m ³ 以下																							
環境保全措置	<ol style="list-style-type: none"> 1.設備機器は屋内に設置し、粉じんの拡散を防止する。 2.粉じんが発生する箇所には十分な能力を有する集じん器を設置する。 3.散水等により粉じんの飛散を防ぐ。 4.各設備における定期点検を実施し、正常運転、適正な維持管理を行うことで粉じんの発生を防ぐ。 																							
影響の分析	<p>(1) 影響の回避または低減に係る分析</p> <p>施設の稼働にあたっては、上記に示す環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で可能な限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析</p> <p>施設の稼働に伴う粉じん（総粉じん）の予測結果は、敷地境界において現況と同等以下と予測され、生活環境の保全上の目標を満足することから、整合性が図られているものと評価する。</p> <table border="1" data-bbox="336 1935 1420 2036"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果</th> <th>生活環境の保全上の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界</td> <td>現況と同等以下</td> <td>0.15mg/m³以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測結果	生活環境の保全上の目標	敷地境界	現況と同等以下	0.15mg/m ³ 以下																	
予測地点	予測結果	生活環境の保全上の目標																						
敷地境界	現況と同等以下	0.15mg/m ³ 以下																						

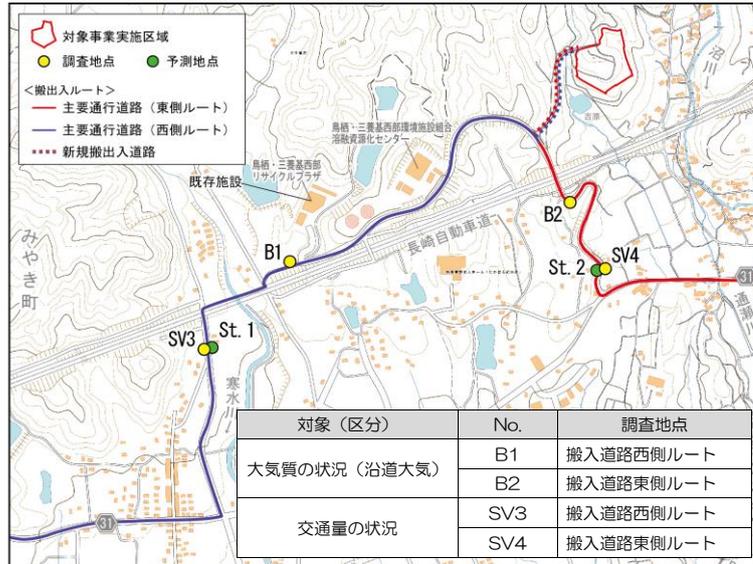
項目

大気質（廃棄物運搬車両の走行）

■調査項目

対象	区分	調査項目
気象の状況	地上気象	風向、風速（※既存資料の収集・整理）
大気質の状況	沿道大気	窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）、浮遊粒子状物質
交通量の状況	—	車種別・方向別・時間別交通量、道路構造

■調査地点



■調査方法

調査項目	調査方法
窒素酸化物	「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「JIS B 7953：大気中の窒素酸化物自動計測器」に準拠する方法
浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」及び「JIS B 7954：大気中の浮遊粒子状物質自動計測器」に準拠する方法
交通量	ビデオカメラを用いて車両の交通状況を記録し、車種別・方向別・時間別の交通量を計数する方法



窒素酸化物、浮遊粒子状物質
（調査地点：B1）



窒素酸化物、浮遊粒子状物質
（調査地点：B2）

現況調査

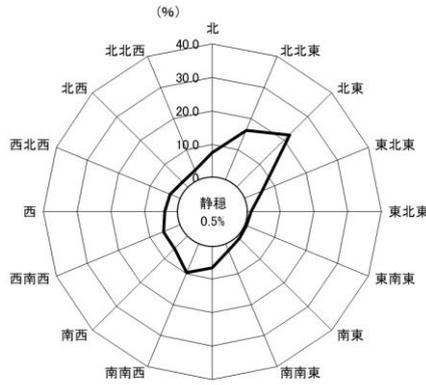
項目

大気質（廃棄物運搬車両の走行）

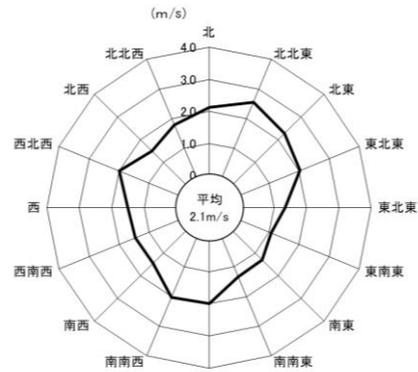
■地上気象の調査結果（久留米観測所） 集計期間：令和4年10月～令和5年9月

調査 時期	風速					風向			静穏率
	1時間値			日平均値		最多風向			
	平均	最高	最低	最高	最低	風向	出現率		
	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	16方位	%		
令和4年	10月	2.3	6.2	0.2	3.5	1.1	北東	31.7	0.3
	11月	2.0	5.8	0.2	3.9	1.0	北東	37.9	0.4
	12月	1.7	5.4	0.2	3.1	0.9	北東	19.6	0.8
令和5年	1月	1.7	7.4	0.1	4.1	0.8	北東	13.3	1.1
	2月	2.3	6.4	0.1	4.5	1.0	北東	32.3	0.9
	3月	2.1	5.8	0.2	3.9	1.1	北東	24.9	0.5
	4月	2.3	6.4	0.2	4.9	1.0	北東	18.9	0.3
	5月	2.2	6.8	0.2	4.3	1.2	北東	18.8	0.3
	6月	2.0	6.4	0.2	4.1	0.9	南南西	16.4	0.4
	7月	2.5	6.4	0.3	5.0	1.3	南南西	28.4	0.0
	8月	2.4	9.9	0.2	5.4	1.3	北東	25.3	0.3
9月	2.0	5.8	0.2	3.8	1.0	北東	21.3	0.3	
年間		2.1	9.9	0.1	5.4	0.8	北東	22.4	0.5

現況調査



風配図



風向別平均風速図

■交通量の調査結果（現況交通量）

調査地点	方向別	大型車（台）	小型車（台）	計（台）
SV3 （西側ルート）	北行き	58	923	981
	南行き	60	909	969
SV4 （東側ルート）	北行き	62	63	125
	南行き	61	54	115

■大気質の調査結果

二酸化窒素の調査結果は、搬入ルートの両地点で冬季・夏季ともに環境基準を満足していた。

調査地点	季節	期間平均値 (ppm)	1時間値の日平均値 (ppm)	環境基準
B1 （西側ルート）	冬季	0.006	0.004~0.009	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること
	夏季	0.003	0.002~0.004	
B2 （東側ルート）	冬季	0.007	0.003~0.011	
	夏季	0.002	0.001~0.003	

項目	大気質（廃棄物運搬車両の走行）						
現況調査	<p>■大気質の調査結果 浮遊粒子状物質の調査結果は、搬入ルート of 両地点で冬季・夏季ともに環境基準を満足していた。</p>						
	調査地点	季節	期間平均値 (mg/m ³)	1 時間値の 日平均値 (mg/m ³)	環境基準		
	B1 (西側ルート)	冬季	0.011	0.007~0.017	日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること		
		夏季	0.013	0.008~0.020			
	B2 (東側ルート)	冬季	0.012	0.007~0.019			
夏季		0.010	0.007~0.014				
予測結果 施設稼働に伴う	<p>廃棄物運搬車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、以下のとおりである。</p>						
	① 二酸化窒素						
	予測地点	予測位置	道路からの寄与濃度		バックグラウンド濃度 (C)	予測結果 (B+C)	増加率 (B-A)/(A+C)
			現況交通量 (A)	将来交通量 (B)			
			ppm	ppm			
	St.1 (西側ルート)	道路 西側	0.00009	0.00009	0.005	0.00509	0.000
		道路 東側	0.00008	0.00008	0.005	0.00508	0.000
	St.2 (東側ルート)	道路 西側	0.00009	0.00011	0.005	0.00511	0.004
	② 浮遊粒子状物質						
	予測地点	予測位置	道路からの寄与濃度		バックグラウンド濃度 (C)	予測結果 (B+C)	増加率 (B-A)/(A+C)
現況交通量 (A)			将来交通量 (B)				
mg/m ³			mg/m ³				
St.1 (西側ルート)	道路 西側	0.000004	0.000004	0.012	0.012004	0.0000	
	道路 東側	0.000004	0.000004	0.012	0.012004	0.0000	
St.2 (東側ルート)	道路 西側	0.000004	0.000005	0.011	0.011005	0.0001	
保全上の目標 生活環境の	<p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の生活環境の保全上の目標は以下のとおりである。</p>						
	項目	生活環境の保全上の目標※					
	二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下					
	浮遊粒子状物質	日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下					
<p>※「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号） 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）における環境基準</p>							

項目	大気質（廃棄物運搬車両の走行）																								
環境保全措置	1.廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、空ふかしや無駄なアイドリングを行わないように指導を徹底する。 2.廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。 3.搬入車両の集中を回避するため、車両の分散化を図る。																								
影響の分析	<u>（1）影響の回避または低減に係る分析</u>																								
	廃棄物運搬車両の走行にあたっては、上記に示す環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で可能な限り影響の低減または回避が図られているものと評価する。																								
	<u>（2）生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析</u>																								
	廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質の予測結果は、生活環境の保全上の目標を満足することから、整合性が図られているものと評価する。																								
	<table border="1" data-bbox="320 779 1445 1256"> <thead> <tr> <th rowspan="3">予測地点</th> <th rowspan="3">予測位置</th> <th colspan="2">予測結果（二酸化窒素）</th> <th rowspan="3">生活環境の保全上の目標</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> </tr> <tr> <th>ppm</th> <th>ppm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">St.1 (西側ルート)</td> <td>道路西側</td> <td>0.00509</td> <td>0.016</td> <td rowspan="3">日平均値の年間98%値が0.04ppm以下</td> </tr> <tr> <td>道路東側</td> <td>0.00508</td> <td>0.016</td> </tr> <tr> <td>St.2 (東側ルート)</td> <td>道路西側</td> <td>0.00511</td> <td>0.016</td> </tr> </tbody> </table>				予測地点	予測位置	予測結果（二酸化窒素）		生活環境の保全上の目標	年平均値	日平均値の年間98%値	ppm	ppm	St.1 (西側ルート)	道路西側	0.00509	0.016	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下	道路東側	0.00508	0.016	St.2 (東側ルート)	道路西側	0.00511	0.016
	予測地点	予測位置	予測結果（二酸化窒素）				生活環境の保全上の目標																		
年平均値			日平均値の年間98%値																						
ppm			ppm																						
St.1 (西側ルート)	道路西側	0.00509	0.016	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下																					
	道路東側	0.00508	0.016																						
St.2 (東側ルート)	道路西側	0.00511	0.016																						
<table border="1" data-bbox="320 1256 1445 1789"> <thead> <tr> <th rowspan="3">予測地点</th> <th rowspan="3">予測位置</th> <th colspan="2">予測結果（浮遊粒子状物質）</th> <th rowspan="3">生活環境の保全上の目標</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の2%除外値</th> </tr> <tr> <th>mg/m³</th> <th>mg/m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">St.1 (西側ルート)</td> <td>道路西側</td> <td>0.012004</td> <td>0.033</td> <td rowspan="3">日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>道路東側</td> <td>0.012004</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>St.2 (東側ルート)</td> <td>道路西側</td> <td>0.011005</td> <td>0.031</td> </tr> </tbody> </table>				予測地点	予測位置	予測結果（浮遊粒子状物質）		生活環境の保全上の目標	年平均値	日平均値の2%除外値	mg/m ³	mg/m ³	St.1 (西側ルート)	道路西側	0.012004	0.033	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下	道路東側	0.012004	0.033	St.2 (東側ルート)	道路西側	0.011005	0.031	
予測地点	予測位置	予測結果（浮遊粒子状物質）				生活環境の保全上の目標																			
		年平均値	日平均値の2%除外値																						
		mg/m ³	mg/m ³																						
St.1 (西側ルート)	道路西側	0.012004	0.033	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下																					
	道路東側	0.012004	0.033																						
St.2 (東側ルート)	道路西側	0.011005	0.031																						

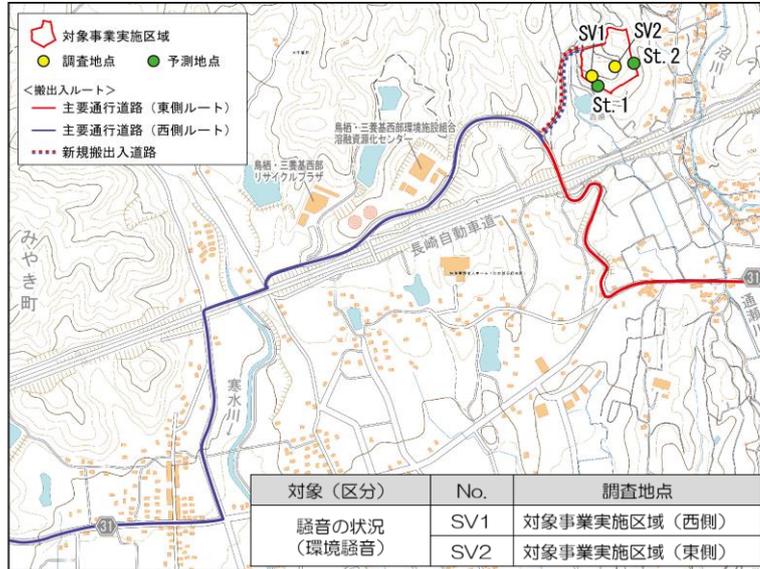
項目

騒音（施設の稼働）

■調査項目

対象	区分	調査項目
騒音の状況	環境騒音	時間率騒音レベル（LA5）

■調査地点



■調査方法

調査項目	調査方法
環境騒音	「JIS Z 8731 騒音レベル測定方法」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に定める方法

現況調査



環境騒音（調査地点：SV1）

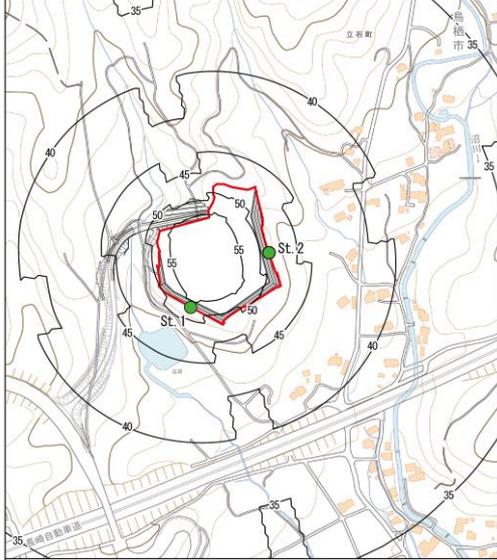


環境騒音（調査地点：SV2）

■調査結果

時間率騒音レベルの調査結果は、対象事業実施区域の両地点で特定工場等に係る騒音の規制基準を満足していた。

No.	調査地点	時間区分	時間率騒音レベル	規制基準
			LA5	第2種区域
SV1	対象事業実施区域（西側）	昼間	48dB	60dB以下
SV2	対象事業実施区域（東側）	昼間	51dB	

項目	騒音（施設の稼働）																							
予測結果 施設稼働に伴う	施設の稼働に伴う騒音の予測結果は以下のとおりである。																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>暗騒音レベル (A)</th> <th>施設の稼働の寄与値 (B)</th> <th>合成騒音レベル (A+B)</th> <th>増加量 (A+B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>St.1 (敷地境界 西側)</td> <td>昼間</td> <td>48dB</td> <td>52.9dB</td> <td>54dB</td> <td>6.1dB</td> </tr> <tr> <td>St.2 (敷地境界 東側)</td> <td>昼間</td> <td>51dB</td> <td>48.6dB</td> <td>53dB</td> <td>2.0dB</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	時間区分	暗騒音レベル (A)	施設の稼働の寄与値 (B)	合成騒音レベル (A+B)	増加量 (A+B)-(A)	St.1 (敷地境界 西側)	昼間	48dB	52.9dB	54dB	6.1dB	St.2 (敷地境界 東側)	昼間	51dB	48.6dB	53dB	2.0dB					
	予測地点	時間区分	暗騒音レベル (A)	施設の稼働の寄与値 (B)	合成騒音レベル (A+B)	増加量 (A+B)-(A)																		
St.1 (敷地境界 西側)	昼間	48dB	52.9dB	54dB	6.1dB																			
St.2 (敷地境界 東側)	昼間	51dB	48.6dB	53dB	2.0dB																			
<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域 等騒音レベル線 (単位: dB) 予測地点 </div> </div> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う騒音寄与値のコンター図</p>																								
保全上の目標 生活環境の	施設の稼働に伴う騒音の生活環境の保全上の目標は以下のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>時間区分</th> <th>生活環境の保全上の目標*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間率騒音レベル (L_{A5})</td> <td>昼間</td> <td>60dB 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号） 平成 30 年鳥栖市告示第 37 号に基づく、特定工場等に係る騒音の規制基準（第 2 種区域）</p>						項目	時間区分	生活環境の保全上の目標*	時間率騒音レベル (L _{A5})	昼間	60dB 以下												
項目	時間区分	生活環境の保全上の目標*																						
時間率騒音レベル (L _{A5})	昼間	60dB 以下																						
環境保全措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 騒音が発生する設備機器は、騒音の少ない機種を選定する。 2. 設備機器は基本的に屋内に設置し、外部に騒音が伝播しないように配置する。 3. 防音カバーの取付けや吸音材の設置等により騒音を低減する。 4. 各種作業は極力屋内で行うこととし、周囲への騒音の伝播を防止する。 5. 各設備の定期点検を実施し、性能の維持に努め、異常な騒音を発生することがないように適切に維持管理を行う。 																							
影響の分析	<p>(1) 影響の回避または低減に係る分析 施設の稼働にあたっては、上記に示す環境保全措置を講じることにより事業者の実行可能な範囲内で可能な限り影響の低減または回避が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析 施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、生活環境の保全上の目標を満足することから、整合性が図られているものと評価する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>予測結果 (L_{A5})</th> <th>生活環境の保全上の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>St.1 (敷地境界 西側)</td> <td>昼間</td> <td>54dB</td> <td rowspan="2">60dB以下</td> </tr> <tr> <td>St.2 (敷地境界 東側)</td> <td>昼間</td> <td>53dB</td> </tr> </tbody> </table>						予測地点	時間区分	予測結果 (L _{A5})	生活環境の保全上の目標	St.1 (敷地境界 西側)	昼間	54dB	60dB以下	St.2 (敷地境界 東側)	昼間	53dB							
予測地点	時間区分	予測結果 (L _{A5})	生活環境の保全上の目標																					
St.1 (敷地境界 西側)	昼間	54dB	60dB以下																					
St.2 (敷地境界 東側)	昼間	53dB																						

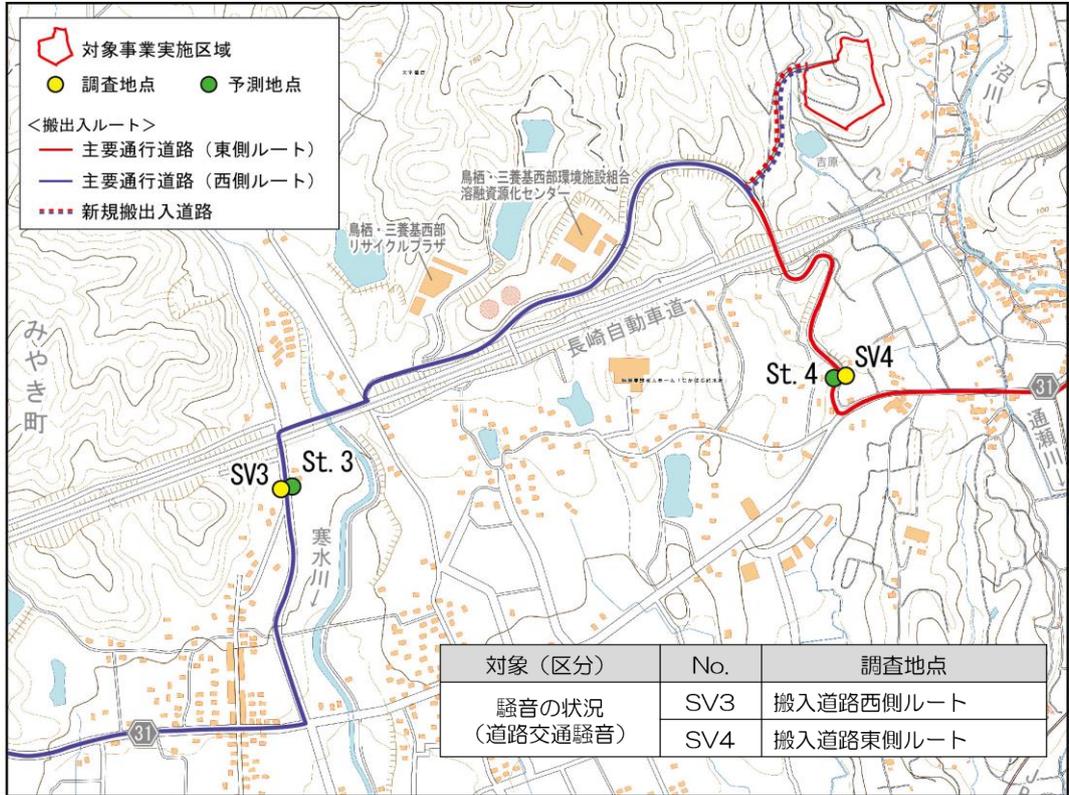
項目

騒音（廃棄物運搬車両の走行）

■調査項目

対象	区分	調査項目
騒音の状況	道路交通騒音	等価騒音レベル (L _{Aeq})

■調査地点



現況調査

■調査方法

調査項目	調査方法
道路交通騒音	「JIS Z 8731 騒音レベル測定方法」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に定める方法



道路交通騒音（調査地点：SV3）



道路交通騒音（調査地点：SV4）

項目	騒音（廃棄物運搬車両の走行）							
現況調査	<p>■調査結果</p> <p>等価騒音レベルの調査結果は、搬入ルート of 両地点で騒音に係る環境基準の道路に面する地域で適用される基準を満足していた。</p>							
	調査地点		時間区分	等価騒音レベル		環境基準		
	SV3（西側ルート） SV4（東側ルート）		昼間	L _{Aeq}		道路に面する地域		
			61dB		65dB 以下			
			55dB					
施設稼働に伴う予測結果	<p>廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は以下のとおりである。</p>							
	予測地点	予測位置	時間区分	予測結果		増加量 (B-A)	現況騒音レベル (C)	予測騒音レベル (B-A)+(C)
				現況交通による予測結果 (A)	将来交通による予測結果 (B)			
	St.3 (西側ルート)	道路西側	昼間	60.3dB	60.3dB	0.0dB	61dB	61dB
		道路東側	昼間	60.7dB	60.7dB	0.0dB	61dB	61dB
St.4 (東側ルート)	道路西側	昼間	55.1dB	56.0dB	0.9dB	55dB	56dB	
保全上の目標	<p>廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の生活環境の保全上の目標は以下のとおりである。</p>							
	項目		時間区分	生活環境の保全上の目標*				
	時間率騒音レベル (L _{Aeq})		昼間	65dB 以下				
<p>*「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）における道路に面する地域の騒音の環境基準（B 地域）</p>								
環境保全措置	<p>1. 廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、空ふかしや無駄なアイドリングを行わないように指導を徹底する。</p> <p>2. 廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。</p> <p>3. 搬入車両の集中を回避するため、車両の分散化を図る。</p>							
影響の分析	<p>(1) 影響の回避または低減に係る分析</p>							
	<p>廃棄物運搬車両の走行にあたっては、上記に示す環境保全措置を講じることにより事業者の実行可能な範囲内で可能な限り影響の低減または回避が図られているものと評価する。</p>							
	<p>(2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析</p>							
	<p>廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の予測結果は、生活環境の保全上の目標を満足することから、整合性が図られているものと評価する。</p>							
	予測地点	予測位置	時間区分	予測結果 (L _{Aeq})	生活環境の保全上の目標			
St.3 (西側ルート)	道路西側	昼間	61dB	65dB 以下				
	道路東側	昼間	61dB					
St.4 (東側ルート)	道路西側	昼間	56dB					

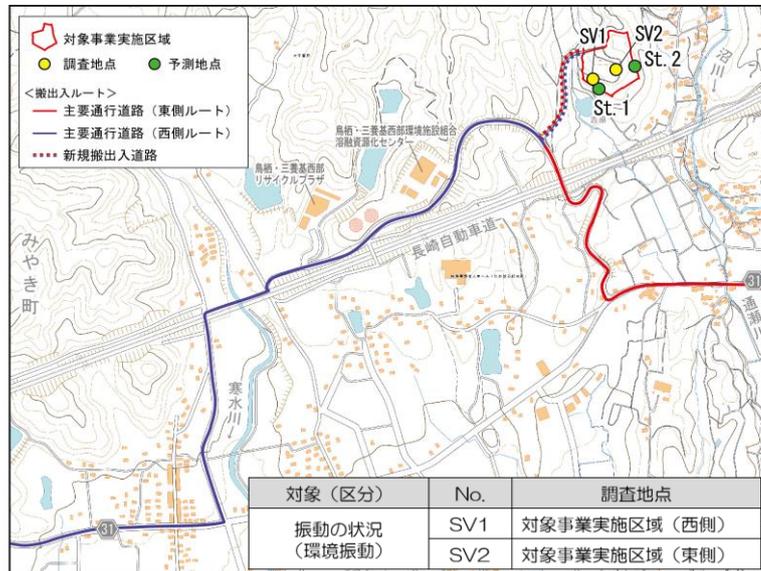
項目

振動（施設の稼働）

■調査項目

対象	区分	調査項目
振動の状況	環境振動	時間率振動レベル（L ₁₀ ）

■調査地点



■調査方法

調査項目	調査方法
環境振動	「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」及び「振動規制法施行規則」に定める方法

現況調査



環境振動（調査地点：SV1）

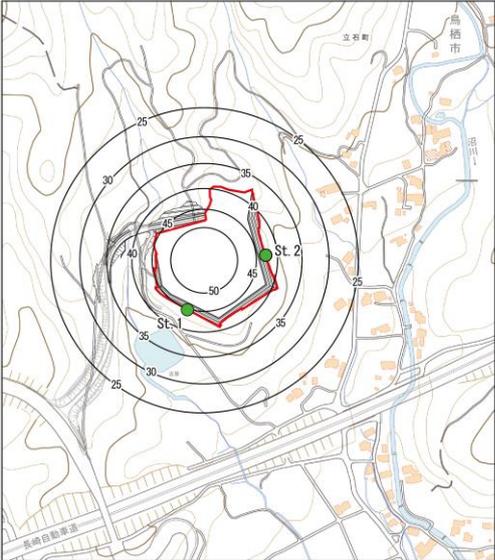


環境振動（調査地点：SV2）

■調査結果

時間率振動レベルの調査結果は、対象事業実施区域の両地点で特定工場等に係る振動の規制基準を満足していた。

No.	調査地点	時間区分	時間率振動レベル	規制基準
			L ₁₀	第1種区域
SV1	対象事業実施区域（西側）	昼間	25dB 未満	60dB 以下
SV2	対象事業実施区域（東側）	昼間	25dB 未満	

項目	振動（施設の稼働）																							
施設稼働に伴う 予測結果	施設の稼働に伴う振動の予測結果は以下のとおりである。																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>暗振動レベル (A)</th> <th>施設の稼働の寄与値 (B)</th> <th>合成振動レベル (A+B)</th> <th>増加量 (A+B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>St.1 (敷地境界 西側)</td> <td>昼間</td> <td>25dB</td> <td>44.6dB</td> <td>45dB</td> <td>19.6dB</td> </tr> <tr> <td>St.2 (敷地境界 東側)</td> <td>昼間</td> <td>25dB</td> <td>42.5dB</td> <td>43dB</td> <td>17.6dB</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	時間区分	暗振動レベル (A)	施設の稼働の寄与値 (B)	合成振動レベル (A+B)	増加量 (A+B)-(A)	St.1 (敷地境界 西側)	昼間	25dB	44.6dB	45dB	19.6dB	St.2 (敷地境界 東側)	昼間	25dB	42.5dB	43dB	17.6dB					
	予測地点	時間区分	暗振動レベル (A)	施設の稼働の寄与値 (B)	合成振動レベル (A+B)	増加量 (A+B)-(A)																		
St.1 (敷地境界 西側)	昼間	25dB	44.6dB	45dB	19.6dB																			
St.2 (敷地境界 東側)	昼間	25dB	42.5dB	43dB	17.6dB																			
<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ▭ 対象事業実施区域 等振動レベル線 (単位: dB) ● 予測地点 </div> </div> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う振動寄与値のコンター図</p>																								
保全上の目標 生活環境の	施設の稼働に伴う振動の生活環境の保全上の目標は以下のとおりである。																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>時間区分</th> <th>生活環境の保全上の目標※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間率振動レベル (L₁₀)</td> <td>昼間</td> <td>60dB 以下</td> </tr> </tbody> </table>		項目	時間区分	生活環境の保全上の目標※	時間率振動レベル (L ₁₀)	昼間	60dB 以下																	
項目	時間区分	生活環境の保全上の目標※																						
時間率振動レベル (L ₁₀)	昼間	60dB 以下																						
※「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）平成 30 年鳥栖市告示第 39 号に基づく、特定工場等に係る振動の規制基準（第 1 種区域）																								
環境保全措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 振動が発生する設備機器は、振動の少ない機種を選定する。 2. 設備機器は基本的に屋内設置とし、振動発生の大い機器類は、独立基礎、防振基礎及び防振ゴム等を用いた構造とし、外部への振動の伝播を防止する。 3. 振動が大い回転破碎機等の設備機器は、堅固な独立基礎に固定することを基本とし、振動の発生を抑制するとともに周辺への伝播を防止する。 4. 各設備の定期点検を実施し、性能の維持に努め、異常な振動が発生することがないように適切に維持管理を行う。 																							
影響の分析	<p>(1) 影響の回避または低減に係る分析 施設の稼働にあたっては、上記に示す環境保全措置を講じることにより事業者の実行可能な範囲内で可能な限り影響の低減または回避が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析 施設の稼働に伴う振動の予測結果は、生活環境の保全上の目標を満足することから、整合性が図られているものと評価する。</p> <table border="1" data-bbox="339 1892 1431 2042"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>予測結果 (L₁₀)</th> <th>生活環境の保全上の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>St.1 (敷地境界 西側)</td> <td>昼間</td> <td>45dB</td> <td rowspan="2">60dB以下</td> </tr> <tr> <td>St.2 (敷地境界 東側)</td> <td>昼間</td> <td>43dB</td> </tr> </tbody> </table>						予測地点	時間区分	予測結果 (L ₁₀)	生活環境の保全上の目標	St.1 (敷地境界 西側)	昼間	45dB	60dB以下	St.2 (敷地境界 東側)	昼間	43dB							
予測地点	時間区分	予測結果 (L ₁₀)	生活環境の保全上の目標																					
St.1 (敷地境界 西側)	昼間	45dB	60dB以下																					
St.2 (敷地境界 東側)	昼間	43dB																						

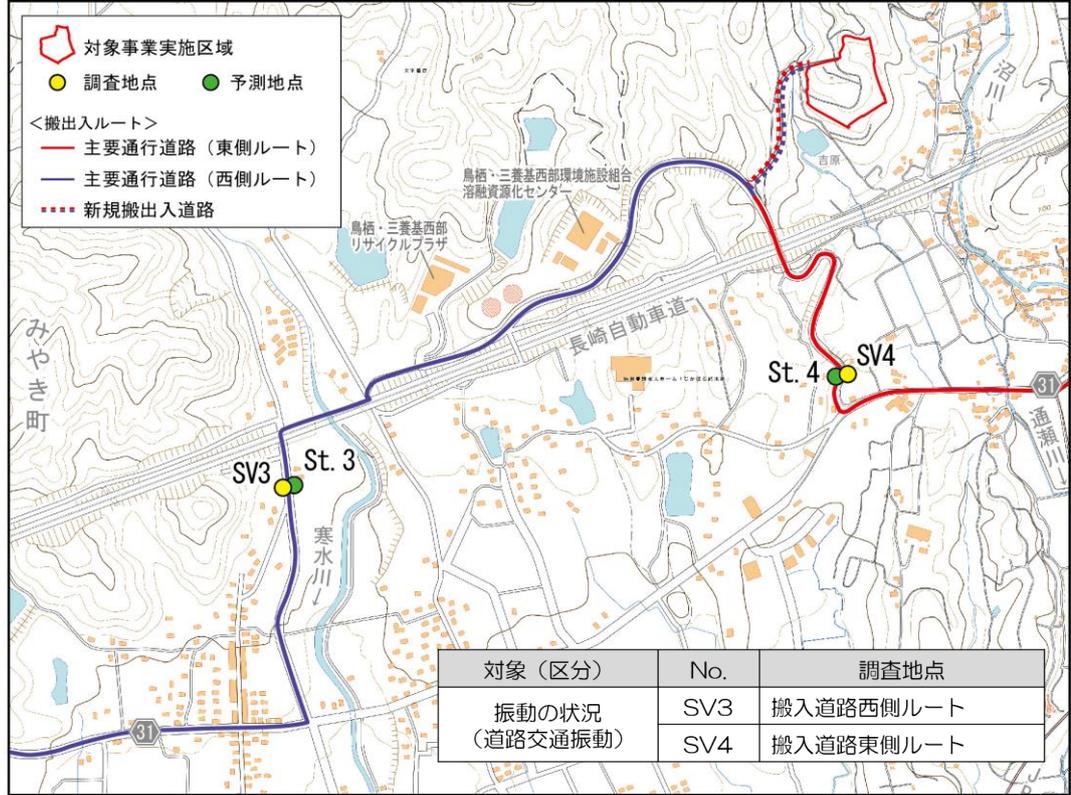
項目

振動（廃棄物運搬車両の走行）

■調査項目

対象	区分	調査項目
振動の状況	道路交通振動	時間率振動レベル（L ₁₀ ）

■調査地点



現況調査

■調査方法

調査項目	調査方法
道路交通振動	「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」及び「振動規制法施行規則」に定める方法



道路交通振動（調査地点：SV3）



道路交通振動（調査地点：SV4）

項目	振動（廃棄物運搬車両の走行）							
現況調査	<p>■調査結果</p> <p>時間率振動レベルの調査結果は、搬入ルート of 両地点で人間が振動を感じ始めるとされる感覚閾値を下回っていた。</p>							
	調査地点		時間区分	時間率振動レベル		感覚閾値		
	SV3（西側ルート）		昼間	L ₁₀		55dB 以下		
SV4（東側ルート）		昼間	26dB		36dB			
施設稼働に伴う 予測結果	廃棄物運搬車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は以下のとおりである。							
	予測地点	予測位置	時間区分	予測結果		増加量 (B-A)	現況騒音 レベル (C)	予測騒音 レベル (B-A)+(C)
	St.3 (西側ルート)	道路 西側	昼間	26.4dB	27.0dB	0.6dB	26dB	27dB
		道路 東側	昼間	26.4dB	27.0dB	0.6dB	26dB	27dB
St.4 (東側ルート)	道路 西側	昼間	16.5dB	22.2dB	5.7dB	36dB	42dB	
保全上の目標 生活環境の	廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の生活環境の保全上の目標は以下のとおりである。							
	項目				生活環境の保全上の目標*			
時間率振動レベル (L ₁₀)				55dB 以下				
※「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」（平成 24 年、環境省）における人間の振動感覚閾値								
環境保全措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、空ふかしや無駄なアイドリングを行わないように指導を徹底する。 2. 廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。 3. 搬入車両の集中を回避するため、車両の分散化を図る。 							
影響の分析	(1) 影響の回避または低減に係る分析							
	<p>廃棄物運搬車両の走行にあたっては、上記に示す環境保全措置を講じることにより事業者の実行可能な範囲内で可能な限り影響の低減または回避が図られているものと評価する。</p>							
	(2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析							
	<p>廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の予測結果は、生活環境の保全上の目標を満足することから、整合性が図られているものと評価する。</p>							
予測地点	予測位置	時間区分	予測結果 (L ₁₀)	生活環境の保全上の目標				
St.3 (西側ルート)	道路西側	昼間	27dB	55dB 以下				
	道路東側	昼間	27dB					
St.4 (東側ルート)	道路西側	昼間	42dB					

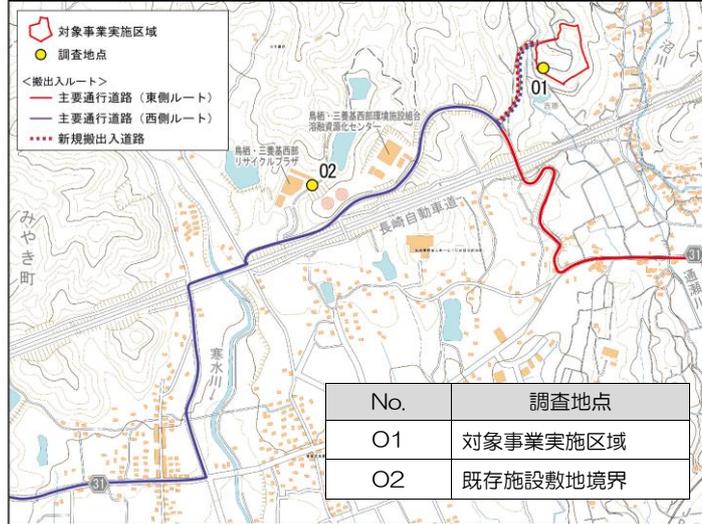
項目 悪臭（施設の稼働）

現況調査

■調査項目

対象	区分	調査項目
悪臭の状況	一般環境	特定悪臭物質（22物質）濃度、臭気指数

■調査地点



■調査方法

調査項目	調査方法
特定悪臭物質（22物質）濃度	「特定悪臭物質の測定の手法」に定める方法
臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に定める方法



悪臭（調査地点：O1）



悪臭（調査地点：O2）

■調査結果

①特定悪臭物質（22物質）濃度

特定悪臭物質（22物質）濃度は、対象事業実施区域及び既存施設敷地境界の両地点ともに参考として比較した鳥栖市で規制される特定悪臭物質の濃度を満足していた。

No.	調査地点	調査結果	規制基準 （参考：鳥栖市）
O1	対象事業実施区域	全ての項目で規制基準を満足	特定悪臭物質濃度
O2	既存施設敷地境界	全ての項目で規制基準を満足	

項目	悪臭（施設の稼働）																
現況調査	<p>②臭気指数 対象事業実施区域における臭気指数は 16 であり、規制基準を上回った。ただし、その臭気質は「草木・雑草」で、周囲の状況は草木が茂っている状況であった。 既存施設敷地境界における臭気指数は 10 未満であり、規制基準を満足していた。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">規制基準 (参考：第 1 号規制)</th> </tr> <tr> <th>O1：対象事業実施区域</th> <th>O2：既存施設敷地境界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臭気指数</td> <td>16</td> <td>10 未満</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td>臭気質</td> <td>草木・雑草</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			項目	調査地点		規制基準 (参考：第 1 号規制)	O1：対象事業実施区域	O2：既存施設敷地境界	臭気指数	16	10 未満	10 以下	臭気質	草木・雑草	なし	
	項目	調査地点			規制基準 (参考：第 1 号規制)												
		O1：対象事業実施区域	O2：既存施設敷地境界														
臭気指数	16	10 未満	10 以下														
臭気質	草木・雑草	なし															
<p>現況調査の結果、対象事業実施区域内における特定悪臭物質は規制基準を満足している状況である。一方、臭気指数については、規制基準である 10 以下を上回ったものの、周辺の草木の臭いによる影響である。 また、既存施設の敷地境界における現況調査の結果は、参考として比較した特定悪臭物質及び臭気指数の規制基準をいずれも満足している。 本施設は既存施設の更新に伴い計画される施設であり、処理品目は既存施設と同様である。また、悪臭の主要因となる生ごみや衛生ごみの処理は行わない予定である。 さらに、本施設では既存施設と同等以上に悪臭に係る環境保全対策を行うことから、施設の稼働に伴う悪臭は対象事業実施区域敷地境界においても参考として比較した特定悪臭物質及び臭気指数の規制基準を満足するものと予測される。</p>																	
生活環境の 保全上の目標	<p>施設の稼働に伴う悪臭の生活環境の保全上の目標は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>生活環境の保全上の目標※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定悪臭物質</td> <td>規制区域と同じ特定悪臭物質の規制基準以下</td> </tr> <tr> <td>臭気指数</td> <td>10 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定悪臭物質は、鳥栖市の規制区域で規制されている規制基準を参考として設定 臭気指数は、「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号）に基づく、第 1 号規制のうち臭気指数に係る規制基準で最も厳しい基準を参考として設定</p>			項目	生活環境の保全上の目標※	特定悪臭物質	規制区域と同じ特定悪臭物質の規制基準以下	臭気指数	10 以下								
項目	生活環境の保全上の目標※																
特定悪臭物質	規制区域と同じ特定悪臭物質の規制基準以下																
臭気指数	10 以下																
環境保全 措置	<ol style="list-style-type: none"> 外部に拡散しにくい構造とし、臭気の漏洩を防ぐ。 搬入車両出入口扉を設け、臭気の漏洩を防ぐ。 活性炭吸着等の脱臭装置を設置し、臭気の除去を行う。 																
影響の分析	<p>(1) 影響の回避または低減に係る分析 施設の稼働にあたっては、上記に示す環境保全措置を講じることにより事業者の実行可能な範囲内で可能な限り影響の低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析 敷地境界線における施設からの悪臭の漏洩に伴う影響の予測結果は、特定悪臭物質及び臭気指数ともに生活環境の保全上の目標を満足することから、整合性が図られているものと評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>生活環境の保全上の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定悪臭物質濃度 臭気指数</td> <td>敷地境界において 規制基準を満足する</td> <td>特定悪臭物質：規制区域と同じ特定悪臭物質の規制基準以下 臭気指数：10 以下</td> </tr> </tbody> </table>			項目	予測結果	生活環境の保全上の目標	特定悪臭物質濃度 臭気指数	敷地境界において 規制基準を満足する	特定悪臭物質：規制区域と同じ特定悪臭物質の規制基準以下 臭気指数：10 以下								
項目	予測結果	生活環境の保全上の目標															
特定悪臭物質濃度 臭気指数	敷地境界において 規制基準を満足する	特定悪臭物質：規制区域と同じ特定悪臭物質の規制基準以下 臭気指数：10 以下															

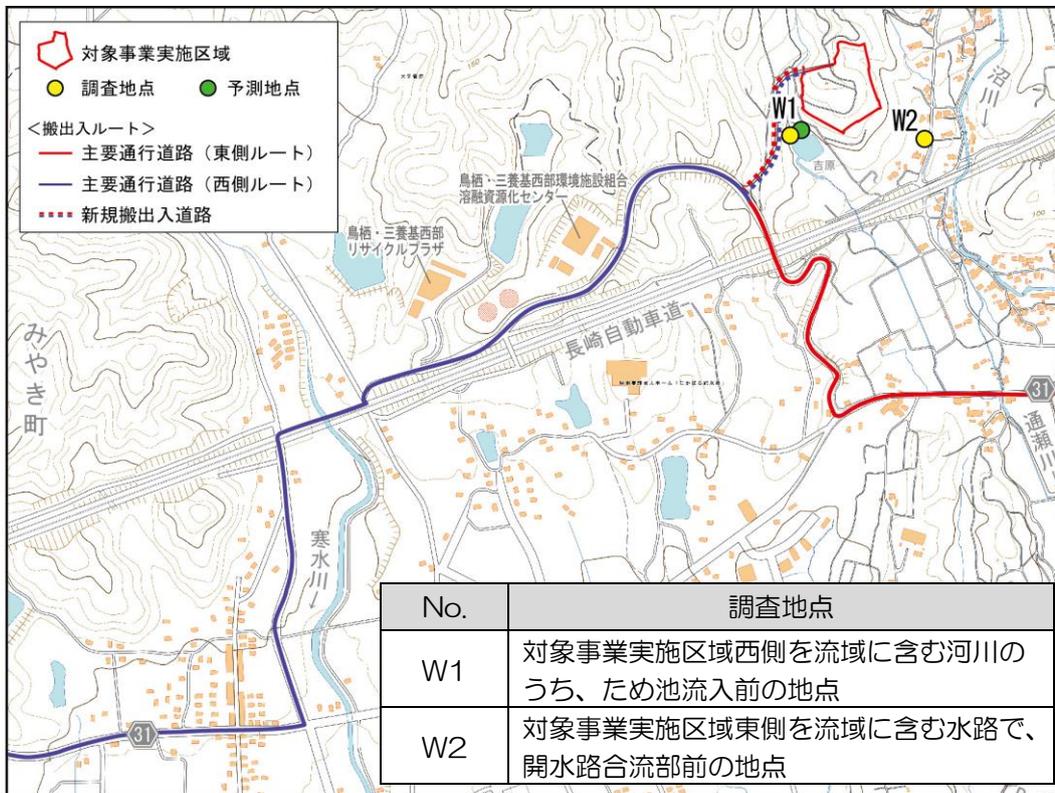
項目

水質（施設排水の排出）

■調査項目

対象	調査項目
水質の状況	一般項目、生活環境項目、健康項目

■調査地点



現況調査

■調査方法

内容	調査方法
水質調査	「水質調査方法」に準拠する方法
水質分析	「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に定める方法



水質（調査地点：W1）



水質（調査地点：W2）

項目	水質（施設排水の排出）																		
現況調査	<p>■調査結果</p> <p>①生活環境項目 生活環境項目の調査結果は、2 地点ともに参考として比較した沼川に指定されている A 類型の環境基準を満足していた。</p> <table border="1" data-bbox="352 367 1417 566"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>調査結果</th> <th>環境基準 (参考：A 類型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>W1（河川）</td> <td>全ての項目で環境基準を満足</td> <td rowspan="2">生活環境の保全に関する環境基準</td> </tr> <tr> <td>W2（水路）</td> <td>全ての項目で環境基準を満足</td> </tr> </tbody> </table> <p>②健康項目 健康項目の調査結果は、2 地点ともに全ての項目で環境基準を満足していた。</p> <table border="1" data-bbox="352 667 1417 815"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>調査結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>W1（河川）</td> <td>全ての項目で環境基準を満足</td> <td rowspan="2">人の健康の保護に関する環境基準</td> </tr> <tr> <td>W2（水路）</td> <td>全ての項目で環境基準を満足</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	調査結果	環境基準 (参考：A 類型)	W1（河川）	全ての項目で環境基準を満足	生活環境の保全に関する環境基準	W2（水路）	全ての項目で環境基準を満足	調査地点	調査結果	環境基準	W1（河川）	全ての項目で環境基準を満足	人の健康の保護に関する環境基準	W2（水路）	全ての項目で環境基準を満足
調査地点	調査結果	環境基準 (参考：A 類型)																	
W1（河川）	全ての項目で環境基準を満足	生活環境の保全に関する環境基準																	
W2（水路）	全ての項目で環境基準を満足																		
調査地点	調査結果	環境基準																	
W1（河川）	全ての項目で環境基準を満足	人の健康の保護に関する環境基準																	
W2（水路）	全ての項目で環境基準を満足																		
施設稼働に伴う 予測結果	<p>施設からの生活排水の放流先である W1 においては、生物化学的酸素要求量（BOD）は現況から 0.3mg/L 増加し、1.5mg/L になるものと予測された。</p> <table border="1" data-bbox="485 922 1283 1072"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">生物化学的酸素要求量（BOD）</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>W1（河川）</td> <td>1.2mg/L</td> <td>1.5mg/L</td> </tr> </tbody> </table>			予測地点	生物化学的酸素要求量（BOD）		現況	予測結果	W1（河川）	1.2mg/L	1.5mg/L								
予測地点	生物化学的酸素要求量（BOD）																		
	現況	予測結果																	
W1（河川）	1.2mg/L	1.5mg/L																	
保全上の目標 生活環境の	<p>施設排水の排水に伴う水質の生活環境の保全上の目標は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="344 1144 1425 1238"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>生活環境の保全上の目標※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生物化学的酸素要求量（BOD）</td> <td>2mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）における A 類型に指定される公共用水域で適用される環境基準を参考として設定</p>			項目	生活環境の保全上の目標※	生物化学的酸素要求量（BOD）	2mg/L 以下												
項目	生活環境の保全上の目標※																		
生物化学的酸素要求量（BOD）	2mg/L 以下																		
環境保全措置	<p>1.プラント排水は、排水処理設備で処理後再利用し、公共用水域への放流はしない。 2.生活排水は、浄化槽で処理後、公共水域に排水する。 3.設置する浄化槽は、浄化槽法に基づき保守点検を行い、適切に維持管理する。</p>																		
影響の分析	<p>(1) 影響の回避または低減に係る分析 施設排水の排出にあたっては、上記に示す環境保全措置を講じることにより事業者の実行可能な範囲内で可能な限り影響の低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析 施設排水の排出に伴う水質の予測結果は、生活環境の保全上の目標を満足することから、整合性が図られているものと評価する。</p> <table border="1" data-bbox="363 1917 1391 2011"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果（BOD）</th> <th>生活環境の保全上の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>W1（河川）</td> <td>1.5mg/L</td> <td>2mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>			予測地点	予測結果（BOD）	生活環境の保全上の目標	W1（河川）	1.5mg/L	2mg/L 以下										
予測地点	予測結果（BOD）	生活環境の保全上の目標																	
W1（河川）	1.5mg/L	2mg/L 以下																	